

【緊急耐震対策事業フロー】

無料耐震診断の実施

三重県木造住宅耐震診断マニュアルまたは財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法または精密診断法1に基づき、市内に存する木造住宅で次に掲げる要件に該当するものに対して行う耐震診断

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された（着工含む）木造住宅であること。
- ② 階数が3以下であること。
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法であること。
- ④ 共同住宅又は長屋にあっては、この事業を利用することについて、入居者全員の承諾を得たものであること。
- ⑤ 併用住宅にあっては、床面積の1/2以上が居住の用に供されていること。



耐震診断の結果、評点0.7未満の住宅

耐震補強工事をするか？ 除却工事をするか？

除却をする

【補強計画費補助制度】（判定に要した費用を含む）

評点0.7未満と診断された住宅を1.0以上に補強するための計画に係る費用に対する補助

・ 補助金の上限24万円

耐震補強工事へ

【耐震補強補助制度】

評点0.7未満と診断された住宅を1.0以上に補強するための工事に係る費用に対する補助

上限は下記のとおり

【100㎡以上】 補助金の上限146.55万円

【100㎡未満】 補助金の上限131.55万円

補助金の内訳は、国補助が上限56.55万円、県補助が上限30万円、市補助が100㎡以上の場合は上限60万円、100㎡未満の場合は上限45万円となります。さらにリフォームも同時に行う場合下記の金額も加算対象となります。

【除却工事費補助制度】

評点0.7未満と診断された住宅を除却するための工事に係る費用に対する補助

当該費用の2/3

・ 補助金の上限30万円

【リフォーム工事補助制度】

耐震補強工事と同時に行う場合に対象 ※ 県内に本店・支店等を有する事業者が対象

⇒ 県内及び市外に本店または支店等を有する事業者が施工の場合、補助金の上限20万円

⇒ 県内及び市内に本店または支店等を有する事業者が施工の場合、補助金の上限40万円

木造住宅の耐震化